

福井市監査告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による福井市職員措置請求について、同条第5項の規定により監査を行ったので、その結果を公表する。

令和5年8月18日

福井市監査委員	谷	川	秀	男
福井市監査委員	浅	野	信	也
福井市監査委員	青	木	幹	雄
福井市監査委員	玉	村	正	人

住民監査請求監査 結果

第1 請求の收受

1 請求人

福井市大東1-9-11 近藤實

2 請求書の收受日

令和5年6月22日

3 請求の内容

(1) 請求の要旨（原文のとおり）

福井市下水道事業（代表者：福井市企業管理者 前田和宏）は、令和3年度下水道事業に係る消費税及び地方消費税の確定申告において、一般会計繰入金のうち

特別措置分元金償還に要する経費 355,540千円

資本費平準化債の償還に要する経費 57,603千円

については、課税仕入れ等に係る特定収入として取り扱っています。しかし、これらは、課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入とすべきであると考えます。

その結果、一千数百万円ほどを本来の納税額より過大に納税していると考えます。（消費税の計算過程が複雑なため、正確な金額は分からないのですがおおよそこの金額程度になるのかと思います）

特別措置分元金償還に要する経費については、平成18年度に初めての起債があり、平成22年度から元金償還と一般会計からの繰入金が始まったと思われます。従って、令和3年度まで13年間同様の消費税処理（課税仕入れ等に係る特定収入）がされてきたと考えています。また、令和4年度以降も元金償還金額は増加をして令和8年度に最高額となり、それ以降は少しずつ減少していきます。

資本費平準化債の償還に要する経費については、平成17年度に初めての起債があり、その後、一般会計からの繰入金については、平成29年度、令和元年度～令和3年度に57,603千円計上されています。平成28年度以前については、はっきりとは分かりませんが、多分、同額が繰入れられていると推測します。そして、同様の消費税処理（課税仕入れ等に係る特定収入）がされてきたと考えています。なお、資本費平準化債の償還に要する経費は、あと数年で一般会計からの繰入は終了するようです。

即ち、過去長年にわたって、過大な消費税納税が行われ、このままでは、今後も長年にわたって過大な消費税納税が行われることになると思います。

つきましては、適正な消費税の計算と申告納税を行うことを求めて住民監査請求を行いません。

(2) 請求書に添付された事実を証する書面

事実証明書

- ・ 事実証明書1 企業債(特別措置分)の元金償還金に係る一般会計繰入金は、課税仕入れ等に係る特定収入ではなく、課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入である
- ・ 事実証明書2 福井県市町協働課からの回答(国見解) — 特別措置分の充当先について

- ・ 事実証明書 3 資本費平準化債に係る一般会計繰入金は、課税仕入れ等に係る特定収入ではなく、課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入である
- ・ 事実証明書 4 企業債(特別措置分)、及び その一般会計繰入金について
- ・ 事実証明書 5 令和 3 年度、福井市下水道事業 消費税申告書一式
- ・ 事実証明書 6 上下水道経営部からの事実関係への回答 (主なもの抜粋)
- ・ 事実証明書 7 上下水道経営部からの、令和 5 年 6 月 14 日付「特別措置分に対する繰入金に係る消費税の取り扱いについて」への反論
- ・ 事実証明書 8 公認会計士 横田慎一氏への問合せと回答 (近藤の主張)

4 請求の受理

令和 5 年 7 月 20 日の監査委員会議において、令和 5 年 6 月 22 日監査第 73 号住民監査請求 (以下「本件請求」という。)が地方自治法第 242 条第 1 項及び第 2 項所定の要件を具備しているかについて審査を行った結果、受理し、監査することを決定した。

第 2 監査の執行

1 監査対象事項

請求人は、令和 3 年度下水道事業の一般会計繰入金に係る消費税及び地方消費税の確定申告額の計算が適切ではなく、その結果、本来の納付額より一千数百万円ほど過大に納付していると主張している。そのため主張の根幹となる令和 3 年度下水道事業の一般会計繰入金に係る消費税及び地方消費税の確定申告及び納税を監査対象とする。

2 監査対象所属 (以下「関係人」という。)

企業局 上下水道経営部 経営管理課

3 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人から新たな資料の提出と陳述があった。

陳述は令和 5 年 7 月 28 日に行われ、当日に関係資料である「2022 年 12 月 8 日近藤實氏と公認会計士の横田慎一氏のメールのやり取り (抜粋)」と「消費税の納付額計算に係る資料」の提出があった。

4 監査の着眼点

令和 3 年度下水道事業の一般会計繰入金に係る消費税及び地方消費税の確定申告及び納税について、請求人の主張するような問題があるのか

5 監査の実施内容

(1) 監査の方法

関係書類の内容を確認し、精査した。また、監査に当たり不明な点は福井税務署等に直接問い合わせた。そのほか請求人及び関係人の陳述を聴取した。

(2) 監査の概要

実施場所：福井市役所 監査委員室

監査期間：令和5年7月21日から同年8月21日まで

監査を執行した監査委員：谷川秀男、浅野信也、青木幹雄、玉村正人

第3 監査の結果

1 監査内容

(1) 請求人の陳述

① 陳述要旨

- ・当日、追加で提出された資料に沿って、請求人から消費税の納付額計算を中心とした説明があった。

② 質疑応答

- ・監査委員から、「特定収入かどうかの判断は用途及び目的が重要となるのではないかと考えるが、請求人は、特別措置債や資本費平準化債は何に使われたと思うか。」との問いがあり、請求人から「前の借入金の元金の償還に使用されたと考えるが、何の事業に使われたかははっきり分からない。」との回答があった。
- ・請求人から、「税務署に問い合わせたところ、明確な判例はなかったため、私の処理の方法で判断しても税務署から否認されることはないと思う。」との発言があった。
- ・監査委員から、「金沢市は全額、特定収入以外として処理をしているようだが、なぜそのように処理をしていると考えるのか。」との問いがあり、請求人から「詳しくは分からないが、そのように処理をしていることを確認した。」との回答があった。

(2) 関係人の陳述

① 陳述要旨

- ・特定収入かどうかの判断は、その収入が実質的に何の費用に充当されたかであり、今回の繰入金は、直接事業費に充てられてはいないが、企業債の元金償還に充当されることで実質的には企業債に係る事業の経費を当繰入金で賄っていることにかわりがないため、課税仕入れに係る分は特定収入と判断した。

② 質疑応答

- ・監査委員から、「用途が特定できる課税仕入れに係る特定収入は、どこで判断しているのか。」との問いがあり、関係人から「用途が特定できるものは特定収入で処理し、特定できないものは消費税法基本通達16-2-2(2)の(ハ)により按分している。複数の工事分をまとめて借入れしており、一つの工事に用途が特定できるものがどれだけ含まれているかを判断するのは難しいため、予算書や関係書類により判断している。」との回答があった。
- ・監査委員から、「繰入金は特別措置債及び資本費平準化債の元金償還に充てられているが、その元金の用途を特定できる資料はあるか。」との問いがあり、関係人から「具体的な資料は無い。」との回答があった。
- ・監査委員から、「消費税の体系は、事業者が用途を特定できるものは当然それを特定して、それ以外のは按分することになっていると考える。その中で、事業者が任意

の判断で処理をすることについてどう考えるか。」との問いがあり、関係人から「任意で判断するのは適切ではないと考える。」との回答があった。

- ・監査委員から、「金沢市は全額を特定収入以外として整理していると請求人の資料に記載されているが、福井市が同様の整理をしていない理由は何か。」との問いがあり、関係人から「金沢市がその様に整理している理由は分からないが、本市としては、国から示された通達に基づいて整理している状況である。」との回答があった。
- ・監査委員から、「請求人の請求書の添付資料にある総務省のQ&Aで「特別措置分は建設改良費に充てた企業債に係る元金の償還を引き延ばすために借り換えたものであるために、その性質は、建設改良費に充てた企業債と何ら変わらないものであり、当該繰入金についても長期前受金に計上した上で収益化しなければならない」といった趣旨の記載があるが、これについて請求人は、このQ&A自体が長期前受金の計上とその収益化について記述しているに過ぎないという判断をしている。この点について関係人はどのように考えるか。」との問いがあり、関係人から「確かに、このQ&Aは直接的に消費税のことを記載していないが、特別措置分と資本費平準化債の性質の考え方は、実質的に同様であり、考え方のベースがそこにあると判断している。」との回答があった。

(3)書類調査

- ①令和3年度下水道事業の一般会計繰入金に係る消費税及び地方消費税の確定申告及び納税について、請求人の主張するような問題があるのか、書類調査や関係機関から聞き取り調査を行った。その結果、以下のとおりとなった。

請求人は、企業債（特別措置分や資本費平準化債）の元金償還金に係る一般会計繰入金について、消費税法基本通達16-2-2(2)口に基づき、決算書に「特定収入以外」と書けば、納税額が少なくなると主張している。

しかし、国税庁が作成している「国、地方公共団体や公共・公益法人等と消費税（令和4年6月）」の18頁には「地方債の元金を償還するために一般会計からの繰入金等が措置された場合には、その繰入金等は元金償還金のために使用されたものとして用途を特定するのではなく、その地方債で賄った事業のために使用されたものとして用途を特定することとされています（消費税法基本通達16-2-2(1)注書、(2)ハ）」と記載されている。仮に、請求人の主張のように、全額を特定収入以外とするのであれば、元金は人件費や利息といった消費税のかからないものに用いられたことを示すものが必要となる。しかし本市下水道事業の場合、それは存在せず、請求人も示していない。

よって、本市下水道事業会計が行っているように、消費税法基本通達16-2-2(2)ハに基づき、特定収入とそれ以外に按分計算することとなる。

また、請求人の提出した添付資料68頁には、「公営企業における消費税及び地方消費税実務者ハンドブック(30)」の抜粋が掲載されており、そこには「下水道事業債（特別措置分）の償還に要する経費」について「償還元金に充当されるものは消費税法基本通達16-2-2(2)ハの方法により用途を特定する」と明記されており、その方法から逸脱すれば税務上のリスクが生じる。そのことは税務当局に確認しており、税

務当局も同意見である。

以上のことから、請求人の主張する消費税の申告方法が適切とは言えず、企業局が、現在採用している方法が適切と考えられる。

2 結論

(1)主文

本件請求を棄却する。

(2)理由

本件請求の内容は、特別措置分と資本費平準化債に係る一般会計繰入金、課税仕入等に係る特定収入（使途特定の特定収入）か、それ以外の特定収入（使途不特定の特定収入）のどちらに該当するかということであるが、これは一般会計繰入金の実質的な使途によって判断されるべきものとする。

ところで、その使途に関しては、一般会計繰入金を受け入れた事業者が判断できるものであり、判断ができないものにあつては、関係法令等に基づき処理することになる。

本件請求に係る一般会計繰入金の消費税、地方消費税の確定申告及び納税については、関係法令等に基づき、適切に実施していたと考えられる。

一方、請求人の主張するような方法に関しては、場合によっては一般会計繰入金を受け入れた事業者の恣意的な判断によつた処理と捉えられることもあると考えられ、その結果、税務上のリスクが生じるおそれがあると言える。

よつて、本件請求には理由がないと認め、主文のとおり決定する。

参考資料

公営企業における消費税及び地方消費税実務者ハンドブック（30）、（請求人の提出資料68頁）

8/22 1-7

○地方公営企業法の適用に要する経費

委託費等課税仕入れに充当されるものは特定収入、課税仕入れ以外に充当されるものは特定収入以外の不課税収入。償還元金に充当されるものは消費税法基本通達16-2-2(2)ハの方法で用途の特定を行う。支払利息に充当されるものは特定収入以外の不課税収入。

○小規模集合排水処理施設整備事業に要する経費

○個別排水処理施設整備事業に要する経費

課税仕入れに充当するものは特定収入、課税仕入れ以外に充当するものは特定収入以外の不課税収入。ただし、平成9年度から平成30年度までの各年度に実施する事業にあっては、支払利息に充当されるものは特定収入以外の不課税収入、償還元金に充当されるものは消費税法基本通達16-2-2(2)ハの方法により用途を特定する。

○下水道事業債（特別措置分）の償還に要する経費

○その他

支払利息に充当されるものは特定収入以外の不課税収入、償還元金に充当されるものは消費税法基本通達16-2-2(2)ハの方法により用途を特定する。

【港湾整備事業】

○離島における旅客上屋の整備に要する経費

○ふ頭用地の耐震性強化に要する経費

支払利息に充当されるものは特定収入以外の不課税収入、償還元金に充当されるものは、法適用事業のうち出資金（特定収入以外の不課税収入）として繰り入れられるものを除き、消費税法基本通達16-2-2(2)ハの方法により用途を特定する。

【その他】

○駐車場の整備促進に要する経費

支払利息に充当されるものであり、特定収入以外の不課税収入。

○公共施設等運営権方式の導入に要する経費

委託費等課税仕入れに充当されるものは特定収入、それ以外は特定収入以外の不課税収入。

○地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費

○地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費

特定収入以外の不課税収入。

○臨時財政特例債の償還に要する経費

支払利息に充当されるものは特定収入以外の不課税収入、償還元金に充当されるものは出資金として繰り入れることとなるので、すべて特定収入以外の不課税収入。